

平成30年度宮古島市人事行政の運営等の状況

宮古島市職員の人事行政の運営等の状況に関する条例第4条の規定により公表します。

1 職員の任免及び職員数等に関する状況

(1) 職員の採用状況

ア 職種別採用者数

区分	平成30年度 採用	平成31年度 採用
行政職	20人	18人
行政職Ⅱ（身体障害者対象）	1人	—
技術職（建築）	—	—
保育士・幼稚園教諭職	3人	7人
保健師職	—	—
看護師職	3人	—
社会福祉士職	2人	1人
消防職	4人	4人
計	33人	30人

イ 職員採用候補者試験の実施状況(平成30年度)

区分	受験者	1次試験合格者	2次試験合格者	最終合格者	倍率
行政職	182人	32人	30人	21人	8.67
行政職Ⅱ（身体障害者対象）	0人	—	—	—	—
保育士・幼稚園教諭職	24人	7人	7人	7人	3.43
社会福祉士	3人	3人	3人	1人	3.00
消防職	6人	5人	5人	4人	1.50
計	215人	47人	45人	33人	6.52

(2) 退職者の状況

事由別退職者の数(平成30年度)

区分	定年	勸奨	自己都合等	計
一般行政職	30人	1人	6人	37人
福祉職	—	—	—	0人
医療職	—	—	—	0人
消防職	1人	—	1人	2人
企業職	2人	—	—	2人
技能労務職	1人	—	—	1人
教育職	—	—	—	0人
計	34人	1人	7人	42人

(3) 部門別職員数の状況と主な増減理由(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年 増減数	主な増減理由
		平成30年度	平成31年度		
一般行政	議会	6人	6人		
	総務	138人	134人	△4人	定員適正化計画
	税務	33人	34人	1人	既存業務拡充
	労働	1人	0人	△1人	定員適正化計画
	農林水産	66人	66人		
	商工	19人	20人	1人	既存業務拡充
	土木	53人	49人	△4人	定員適正化計画
	民生	117人	116人	△1人	定員適正化計画
	衛生	40人	36人	△4人	定員適正化計画
小計	473人	461人	△12人		
特別行政	教育	91人	87人	△4人	事務の統廃合
	消防	81人	82人	1人	定員(82名)
	小計	172人	169人	△3人	
公営企業等	水道	34人	34人		
	下水道	7人	9人	2人	既存業務拡充
	その他	42人	42人		
	小計	83人	85人	2人	
合計		728人	715人	△13人	

ア 年齢別職員数の状況(平成31年4月1日現在)

区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～58歳	59歳	計
人数	—	28人	36人	55人	74人	76人	95人	93人	80人	66人	76人	36人	715人

イ 全職員の平均年齢(各年4月1日現在)

区分	平成30年度	平成31年度
平均年齢	43.3	42.8

2 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口(年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 (B/A)
平成30年度	54,558人	38,971,299千円	1,638,825千円	5,664,033千円	14.53%

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給与費				一人あたり給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
平成30年度	643人	2,348,787千円	393,509千円	922,958千円	3,665,254千円	5,700千円

(3) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)

平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
92.5%	92.2%	92.9%	93.8%	93.9%

参考 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。

(4) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況

区分		一般行政職			技能労務職		
		平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
平成30年度	本市	308,409円	354,350円	43.8歳	320,175円	320,175円	57.8歳
	国	329,845円	—円	43.5歳	286,817円	—	50.7歳

(5) 職員の初任給の状況(平成31年4月1日現在)

区分	決定初任給	採用2年経過日給料額
一般行政職	大学卒	180,700円
	高校卒	148,600円

(6) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成31年4月1日現在)

区分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年	
一般行政職	大学卒	231,390円	288,018円	331,120円
	高校卒	207,900円	238,200円	276,567円

(7) 一般行政職の級別職員数の状況(平成31年4月1日現在)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	計
標準的な職務内容	主事	主任主事外	主査外	係長外	補佐	課長	部長	
職員数	62人	25人	188人	49人	54人	52人	22人	452人
構成比	12.4%	7.2%	41.2%	10.4%	12.4%	11.7%	4.8%	100.0%

(8) 職員手当の状況(平成31年4月1日現在)

期末・勤勉手当

本市		国	
1人当たり平均支給額(平成30年度) 1,435,393円		—	
(平成30年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.85月分		(平成30年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.85月分	
(加算の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5～15%		(加算の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5～15%	

退職手当

(支給率)	自己都合	定年等	(支給率)	自己都合	定年等
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.70900月分	勤続35年	39.7575月分	47.70900月分
最高限度額	47.7090月分	47.70900月分	最高限度額	47.7090月分	47.70900月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職の特例措置 2~20%加算			定年前早期退職の特例措置 2~20%加算		
1人あたり平均支給額 16,481千円			1人あたり平均支給額 -		

(注) 退職手当の1人あたり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

特殊勤務手当

支給実績(平成30年度決算)		12,867千円	
手当の種類		10種	
手当の名称	主な支給対象業務及び支給対象職員	支給単価	
感染症防疫作業手当	感染症患者若しくは感染症の疑いのある患者の救護又は汚染の疑いのある場所の消毒に従事する職員	1件につき	100円
行旅死亡人と白骨処理手当	行旅死亡人又は白骨を取扱う職員	1回につき	3,000円
災害対策要因活動手当	宮古島市地域防災計画に基づく災害対策要因として、消防活動及び災害救助活動等に従事した職員	1回につき	1,000円
災害対策要員勤務手当	宮古島市地域防災計画に基づく災害対策要員として、勤務を命ぜられた職員 沖縄県消防指令センターに勤務する職員については、各種災害警報発令時から解除までの間に、特に当該災害事案対応のために勤務を命ぜられた職員	1時間	1,000円
火災出動手当	火災時に現場出動(原因調査も含む)した職員	1回につき	300円
潜水作業手当	潜水作業に従事する職員	1回につき	1,000円
消防救急救助出動手当	消防救急車に乗務する救急救命士 消防救急車に乗務する救急救命士以外の職員 救助出動に従事した職員	1件につき	300円
		1件につき	200円
		1件につき	300円
徴税手当	市税の徴収事務又は滞納整理に従事する職員	従事した日1日につき	250円
福祉事務従事手当	社会福祉業務に従事する現業員、面接員、介護支援員及びその指導監督を行う職員(課長補佐、保護係長、地域生活支援係長、自立支援給付係長、査察指導員)	従事した日1日につき	250円
緊急消防援助隊手当	消防本部及び消防署に勤務する職員が消防組織法(昭和22年法律第226号)第45条第1項に規定する緊急消防援助隊として災害が発生した市町村に出勤し、当該市町村において消防の応援又は支援の業務に従事した職員	従事した日1日につき	3000円

時間外勤務手当

平成29年度	支給実績	91,522千円
	職員1人当たり支給年額	142千円
平成30年度	支給実績	89,290千円
	職員1人当たり支給年額	138千円

その他手当(平成31年4月1日現在)

区分	内容	手当額(月額)	国の制度との異動	国の制度と
扶養手当	扶養親族のいる職員に支給	配偶者 6,500円 子等 10,000円 その他 6,500円 16歳から22歳の子1人につき5,000円の加算	同	-
住居手当	住居を借り受けしている職員に支給	借り受け 27,000円まで	同	-
通勤手当	通勤距離が2km以上で自動車等を利用している職員	通勤距離に応じて 2,300~26,200円	異	2,000~31,600円

(9) 特別職の報酬等の状況(平成31年4月1日現在)

区分	給料月額等	期末手当の支給割合
市長	830,000円	(平成30年度支給割合)
副市長	660,000円	6月期 1.575月分
		12月期 1.775月分
		計 3.35月分
議長	415,000円	(平成30年度支給割合)
副議長	363,000円	6月期 1.575月分
常任委員長	351,000円	12月期 1.775月分
議会運営委員長	351,000円	計 3.35月分
議員	342,000円	

3 公営企業職員の状況

(1) 職員給与費の状況

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員の給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考)昨年度の 総費用に占める 職員給与比率
平成30年度	1,800,276千円	267,593千円	245,394千円	13.63%	15.76%

(2) 職員給与費の状況(会計決算)

区分	職員数 A	給与費			計 B	一人あたり 給与費 B/A
		給料	職員 手当	期末・勤勉 手当		
平成30年度	35人	138,246千円	51,886千円	55,262千円	245,394千円	7,011千円

(注) 職員手当には退職手当を含まない。

(3) 職員手当の状況(平成31年4月1日現在)

期末・勤勉手当

本市			国		
1人当たり平均支給額(平成30年度) 1,578,914円			—		
(平成30年度支給割合)			(平成30年度支給割合)		
期末手当 2.60月分	勤勉手当 1.85月分		期末手当 2.60月分	勤勉手当 1.85月分	
(加算の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算 役職加算5~15%			(加算の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算 役職加算5~15%		
退職手当 (支給率) 自己都合 定年等			退職手当 (支給率) 自己都合 定年等		
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.70900月分	勤続35年	39.7575月分	47.70900月分
最高限度額	47.7090月分	47.70900月分	最高限度額	47.7090月分	47.70900月分
その他の加算措置 定年前早期退職の特例措置 2~20%加算			その他の加算措置 定年前早期退職の特例措置 2~20%加算		
1人あたり平均支給額 17,994千円			—		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

特殊勤務手当

支給実績(平成30年度決算)	407千円	
手当の種類	1種	
手当の名称	主な支給対象業務及び支給対象職員	支給単価
災害対策要員勤務手当	宮古島市地域防災計画に基づく災害対策要員として、勤務を命ぜられた職員	1時間 1,000円

時間外勤務手当

平成29年度	支給実績	4,020千円
	職員1人当たり支給年額	122千円
平成30年度	支給実績	6,424千円
	職員1人当たり支給年額	184千円

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 一般職員の勤務時間状況(平成31年4月1日現在)

1週間の勤務時間	勤務時間の割振り			
	始業	終業	休憩時間	週休日
38時間45分	8時30分	17時15分	12時00分~13時00分	土・日曜日

(2) 職員の年次休暇の取得状況(平成30年1月1日~12月31日)

総付与日数	総取得日数	全対象職員数	平均取得日数	消化率
24,250日	10,219日	666人	15.3日	42.1%

(3) その他の休暇取得状況(平成30年度)

種類	具体的な内容	取得者数
出産休暇		11人
育児休暇		0人
子の看護休暇		33人

(4) 介護休暇の取得状況(平成30年度)

種類	取得者数
介護休暇	2人

(5) 療養休暇の取得状況(平成30年度)

種類	取得者数
病気休暇	22人

(6) 職員の育児休業の取得状況(平成30年度)

種類	取得者数
育児休業	18人
部分休業	0人

5 職員の分限処分及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分(平成30年度)

区分	降任	免職	休職	降給
処分者数	0人	0人	9人	0人

(2) 懲戒処分(平成30年度)

区分	免職	停職	減給	戒告
処分者数	0人	0人	0人	0人

6 職員のサービスの状況

(1) 職務専念義務免除の状況(平成30年度)

許可件数	48人	※ 健康診断、人間ドック等は除いています。
------	-----	-----------------------

(2) 営利企業等従事許可制度の許可の状況(平成30年度)

許可件数	2人
------	----

7 職員の研修の状況

(1) 研修の実施状況(平成30年度)

区分	受講者数
ハードクレーン対応研修	2人
公務員倫理研修	28人
監督者第2部研修	1人
給与実務研修	2人
新採用職員研修	29人
沖縄県実務研修	2人
個人情報保護条例改正研修	395人
行政手続き等に関する研修	113人
法制執務研修	19人
行政不服審査制度研修	68人
特定個人情報安全管理措置研修	161人

8 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 健康診断の状況平成30年度

区分	内容	受診者	備考
職員健康診断	定期検診	384人	
	人間ドック	192人	
	脳ドック	47人	
	がんドック	0人	

(2) 地方公務員災害補償状況(平成30年度)

通勤災害	認定件数	0件
公務災害	認定件数	1件

休暇制度の概要

休暇の範囲	期間		
選挙権その他公民として権利を行使する場合	必要と認める日または時間		
裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合	必要と認める日または時間		
骨髄移植のための骨髄液の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は骨髄移植のため配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄液を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき	必要な登録、検査、入院のため勤務しないことがやむを得ないと認められる期間		
職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動（専ら親族に対する支援となる活動を除く。）を行う場合	一の年において5日の範囲内の期間		
職員が結婚する場合で、必要と認められる行事等を行う場合	連続する5日間		
産前休暇	8週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）以内に出産する予定である女性職員が申し出た場合 出産の日までの申し出た期間		
産後休暇	出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間		
生後1年に達しない子を育てる場合	1日2回以内で、1回につき30分以内又は1日1回60分		
職員が配偶者の出産のための看護、家事等に従事する場合	出産日10日以内及び出産後10日以内において、3日を超えない範囲内で必要と認める期間		
職員の妻が出産する場合であつてその出産予定日の6週間前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき	5日以内		
中学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、その子の看護（負傷し、又は疾病にかかったその子の世話をすることをいう。）のため又はその子に予防接種若しくは健康診断を受けさせる場合	1の年度において5日（子が2人以上の場合は10日）の範囲内の期間		
職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障のある者（以下「要介護状態にある対象家族」という。）の介護をする場合	1の年度において当該子が1人の場合 5日 2人以上の場合 10日		
親族が死亡した場合	死亡した者		
	(1) 配偶者(婚姻の届け出をしていないが婚姻関係と同様な事情にある者を含む。)	10日以内	
	(2) 父母	7日以内	3日以内
	(3) 子	5日以内	1日
	(4) 祖父母	3日以内	1日
	(5) 孫	1日	—
	(6) 兄弟姉妹	3日以内	1日
	(7) 叔伯父母	1日	—
備考			
1 生計を一にする場合は、血族に準じる。 2 祖父母、叔父伯母を代襲相続し、かつ、祭具等の継承を受ける場合は、7日とする。 3 忌引き日数は、任命権者が承認した日から計算する。なお、葬儀のため遠隔の地に赴く必要がある場合には、定められた日数を加算することができる。			
父母、配偶者及び子の追悼のための行事を行う場合（15年以内に限る。）	1日		
夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年度の6月から10月までの期間において、5日の範囲内の期間		

地震、水害、火災その他の災害により職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、職員が当該住居の復旧作業等のため勤務しないことが相当であると認められるとき	7日の範囲内の期間
地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合	必要と認める期間
地震、水害、火災その他の災害時において、職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	必要と認める期間
女性職員の生理	2日を超えない範囲内で必要と認める期間
妊娠中の女性職員が保健指導又は健康診断を受ける場合	妊娠満23週までは4週間に1回、妊娠満24週から満35週までは2週間に1回、妊娠満36週から分娩までは1週間に1回とし、その都度必要と認められる期間
通信教育による面接授業への出席	50日を超えない範囲内で授業のため出席を必要と認める期間
所轄庁の事務又は事業の運営上の必要に基づく事務又は事業の全部又は一部の停止（台風の来襲等による事故発生の防止のための措置を含む。）	必要と認められる期間
市長が必要と認めるとき 必要と認められる期間	旧盆当該日のうち1日（旧盆が土日にあたる場合は無し） インフルエンザに罹患した場合1の年度に最大10日の付与（臨時・非常勤職員のみ）。